

産業廃棄物の種類



産業廃棄物
とは？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、
次に掲げる20種類の廃棄物のことです。

環境センターに搬入不可

	種 類	具 体 例
業 種 限 定 (※1)なし	① 燃え殻	焼却残灰・石灰がら・コークス灰
	② 汚泥	工場廃水処理や物の製造工程等から排出される泥状のもの
	③ 廃油	廃潤滑油・廃エンジンオイル・廃植物性油・石油類
	④ 廃酸	廃塩酸・廃硫酸等の酸性の廃液
	⑤ 廃アルカリ	苛性ソーダ・水溶液等のアルカリ性の廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず・合成繊維・廃タイヤ・容器包装材
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	金属製ロッカー・スクラップ・スプリングマットレス（ソファ）・ 切削くず・塗りきくず・金属製机椅子等の金属くず
	⑨ ガラスくず・コンクリートくず・および陶磁器くず	ガラスくず・レンガ製品くず・セメント製品 (コンクリートくずについては、建設業(※2)に伴ったものは除く)
	⑩ 鉋さい	スラグ・鋳物廃砂・サンドブラスト廃砂等の製鉄所の残さいなど
	⑪ がれき類	コンクリート破片等（建設業(※2)に伴ったもの）
	⑫ ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの
業 種 限 定 (※1)あり	⑬ 紙くず	建設業(※2)・パルプ製造業・製紙業・製本業など
	⑭ 木くず	建設業(※2)・木材製造業・木製品製造業等 ただし、貨物の流通のために使用したパレットおよび使用した 梱包用木材などについては業種に限らず産業廃棄物となる
	⑮ 繊維くず	建設業(※2)・繊維工業に関わる天然繊維
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業・医薬品製造業・香料製造業において 原則として使用した固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜農業において処分した獣畜などに係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業（畜舎排水を含む）
	⑲ 動物の死体	畜産農業
⑳	①～⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもので、いずれにも該当しないもの	

※1 業種限定とは、特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物に該当するもの

※2 工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る